

社会保険の基礎知識

6. 健康保険の給付 ～こんなときにはこんな給付～

2026年7月

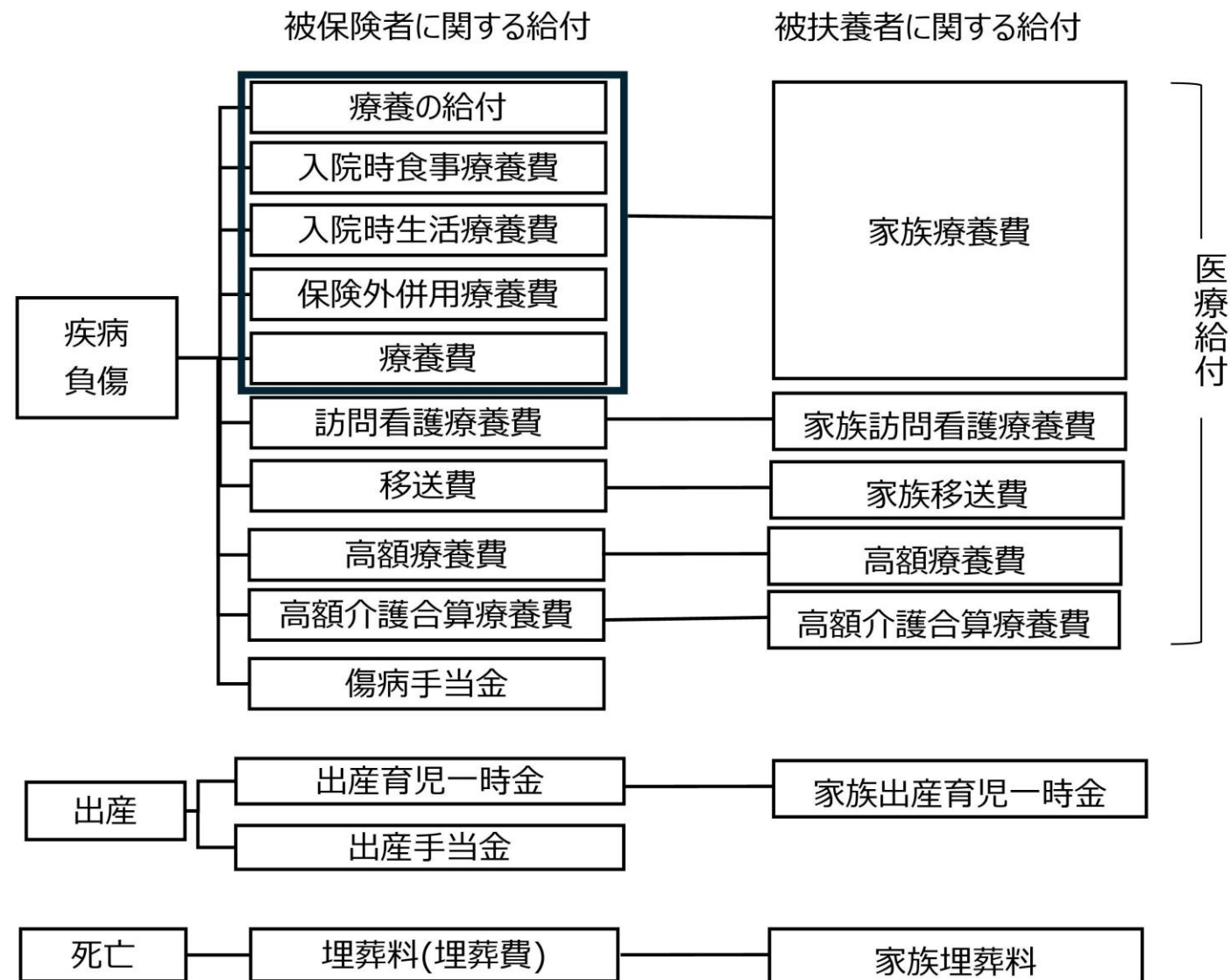
ドリームサポート社会保険労務士法人



ドリームサポート
社会保険労務士法人

健康保険給付の全体像

業務災害以外の
疾病・負傷・死亡・
出産に関して保険
給付が行われる



健康保険の給付（病気やケガをしたとき）

	病気やケガをしたとき 給付の種類	
区分	被保険者	被扶養者
健康保険で治療を受けるとき	・療養の給付 ・入院時食事療養費 ・入院時生活療養費 ・保険外併用療養費 ・訪問看護療養費	・家族療養費 ・家族訪問看護療養費
立替払いのとき	・療養費 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費	・家族療養費 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費
緊急時などに移送されたとき	・移送費	・家族移送費
療養のため仕事を休んだとき	・傷病手当金	—

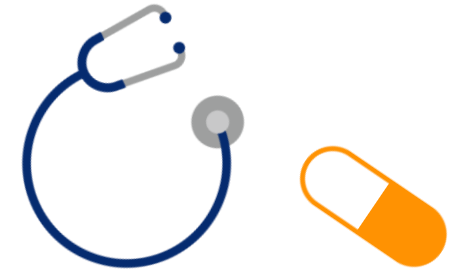
健康保険の給付（出産・死亡・退職した後）

	出産・死亡・退職した後 給付の種類	
区分	被保険者	被扶養者
出産したとき	・出産育児一時金 ・出産手当金	・家族出産育児一時金
死亡したとき	・埋葬料（費）	・家族埋葬料
退職した後 （継続または一定期間の給付）	・傷病手当金 ・出産手当金 ・出産育児一時金 ・埋葬料（費）	—

療養の給付

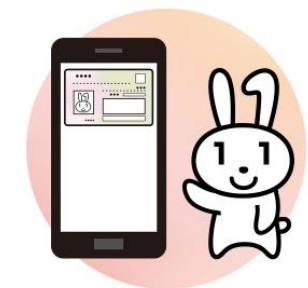
病気やケガをしたときに医療機関等で診療を受けることができる。

被保険者又はその被扶養者が**業務外の事由**で病気やけがをしたときは、病院、診療所、薬局等の医療機関に**マイナ保険証（または資格確認書）**を提示して、一部負担金を支払うことで 診療、処置、投薬等の治療を受けることができる。



マイナ保険証利用のメリット

- 情報提供に同意することで、過去の診療実績に基づくよりよい医療が受けられる
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
- マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる



療養費の請求

医療費の立替払いをしたときは現金給付を受けることができる。

急病でマイナ保険証が提示できなかったり、資格取得直後などで、マイナ保険証・資格確認書等が提示できず自費で診療を受けた場合は「療養費（立替払）」の手続きを行うことにより、立替払いした医療費の払い戻しを受けることができる。

高額療養費

自己負担が高額になったときは高額療養費を受けることができる。

病気やケガの治療のため同一月内に病院、薬局の窓口で支払った自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を「**高額療養費**」として受けることができる。



出典：協会けんぽHP

年齢・被保険者の所得区分によって自己負担限度額は変わる。

●70歳未満の方(表Ⅰ)

〈〉内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額
ア	標準報酬月額	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈140,100円〉
イ		53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈93,000円〉
ウ		28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉
エ		26万円以下	57,600円 〈44,400円〉
オ	低所得者※		35,400円 〈24,600円〉

※被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方

※高額療養費の支給が年に3回以上あった場合、4回目からは更に自己負担が軽減される（多数回該当）

傷病手当金

病気等で仕事を休み、会社から給料を受けられないときは、その期間の生活保障としての給付を受けることができる。

＜支給要件＞

- ・業務外の病気やけがの療養のため会社を休んでいる
- ・仕事に就くことができない（労務不能）
- ・連続 3 日間の待期期間を満たしている

上記すべてに該当すれば、4日目以降の休業期間について、支給開始日から**通算 1 年 6 カ月**（出勤により不支給になった期間がある場合はその分を延長）の範囲内で支給される。

傷病手当金

「待期3日間」の考え方



- **連続して3日間**仕事を休んだ後、4日目以降の仕事につけなかった日に対して支給される
- 待期期間には有給休暇、土日祝日等の公休日を含む

傷病手当金

傷病手当金の支給額の計算方法

$$\text{支給総額} = \text{直近1年間の標準報酬月額
平均額の30分の1} \times \text{3分の2} \times \text{支給日数}$$

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

出典：協会けんぽ GUIDE BOOK

給与や手当が支払われているときは、原則として傷病手当金は支給されない。

傷病手当金より少ない額の給与が支払われた場合は、差額が傷病手当金として支給される。

出産育児一時金

被保険者又は被扶養者が出産したとき、1児ごとに一時金を受けることができる。

妊娠4か月以上で出産したときは「出産育児一時金」を受けることができる。

1児につき50万円（協会けんぽの場合）

※産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に出産した場合

出産育児一時金

退職したあとももらえる

出産育児一時金は、退職し、被保険者でなくなったあとも以下両方の要件を満たせば支給される。

なお、退職した後に、被扶養者となっている場合は、どちらの健康保険から一時金をもらうか選択できる。

＜退職後の支給要件＞

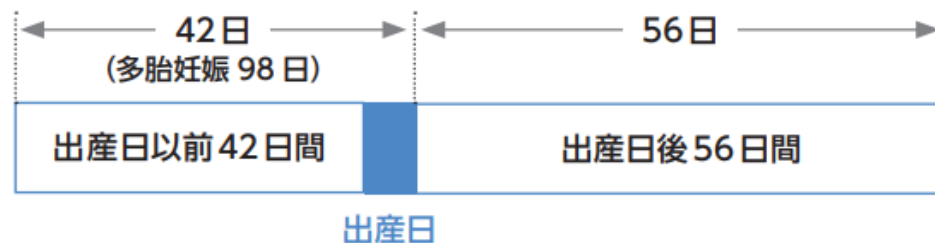
- ① 被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き**1年以上**被保険者であったこと
- ② 被保険者の資格を喪失した日後 **6カ月以内に出産**したこと

出産手当金

産前産後休業期間中の生活保障としての給付を受けることができる。

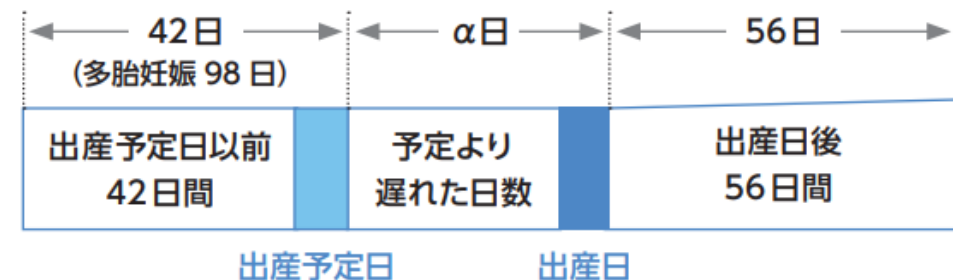
産前産後休業期間（出産日以前42日から出産の翌日以後56日目）の範囲内で会社を休んだ日について、会社から給料を受けられないときはその期間の所得補償として「出産手当金」の給付を受けることができる。

● 出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合



申請可能期間 = 42日(多胎妊娠98日) + 56日

● 出産予定日より遅れて出産した場合



申請可能期間 = 42日(多胎妊娠98日) + α日 + 56日

出産手当金

出産手当金の支給額の計算方法は、傷病手当金と同じ

出産手当金の支給額の計算方法

支給
総額

=

直近1年間の標準報酬月額の
平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給日数

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、
協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

出典：協会けんぽ GUIDE BOOK

埋葬料・埋葬費

被保険者が業務外の事由により亡くなったときは埋葬にかかる費用を補填することを目的とした給付を受けることができる。

被保険者本人が亡くなったときは5万円の「埋葬料」を埋葬を行った家族が受けることができる。

被扶養者が亡くなったときは「家族埋葬料」として5万円を受けることができる。

※死亡した被保険者に家族がいないときは、埋葬を行った人に、埋葬料の額（5万円）の範囲内で、埋葬にかかった費用が「埋葬費」として支給される。

資格喪失後の給付

被保険者が退職して資格を喪失すれば、その後の給付が行われないのが原則だが、要件を満たせば継続して受けられる給付もある

出産手当金・傷病手当金の継続給付の要件

- ① 資格を喪失した日の前日まで、引き続き1年以上被保険者であったこと
- ② 資格を喪失した際に、傷病手当金・出産手当金を受けている、または受けられる状態にあること※

※受けられる状態とは、本来傷病手当金等を受けられる者が事業主から報酬を受けていたため、その支給が停止されていた状態にあること